

■ ■ 1台あたり減車支援額算定について ■ ■

1台あたりの減車支援額は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準（平成13年1月6日 国土交通省訓令第76号）」（以下「補償基準」という。）第47条（営業廃止の補償）を補償項目についての考え方の根拠とし、その運用方針を積算の参考とする。

（補償項目等）

補償項目	基本的な積算方法
1 営業権に相当する補償	営業権の正常な取引価格＝ 1台あたりの標準年間売上高×利益率÷年利率
2 器具・備品等の売却損に相当する補償	売却損補償額＝現在価格－売買価格
3 従業員の解雇予告手当に相当する補償	解雇予告手当＝従業員の平均賃金×30日以上
4 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償	従前の収益相当額＝従来営業収益×2年分の範囲内
5 離職者補償 （業務転換の投資・ 従業員教育等の費用）	補償額＝賃金日額×補償日数－失業保険金相当額

補償項目の考え方について

「2. 器具・備品等の売却損に相当する補償」

平成19年4月1日の法人税法改正により、残存価格が廃止されたため、適用しない。

「3. 従業員の解雇手当に相当する補償」

合理化事業計画の趣旨が、「計画的に転業させること」であることから考えると、30日の余裕もなく解雇することは考えられないため、適用しない。

上記の理由により運用する補償項目は、次の3項目とした。

「1. 営業権に相当する補償項目」

「4. 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償」

「5. 離職者補償」

1. 営業権に相当する補償

減車する業者に対し、車両1台分のし尿処理業の権利等に対して対価を補償する。
し尿処理業は、その営業権の取引価格が特に定められていないため、補償基準に準じた方法で、年間収益額を年利率を用いて資本還元した金額を取引価格とし、この額を支援額とする。

$$\begin{array}{l}
 \text{(計算式)} \quad \textcircled{1} \quad \text{1台あたりの標準年間売上高} \times \textcircled{2} \quad \text{利益率} \div \textcircled{3} \quad \text{年利率} \\
 \quad \quad \quad \text{22,563,504円} \times 10.0\% \div 8\% = \text{28,204,380円}
 \end{array}$$

① 平成19～21年度の18業者全体の各年度売上高（生活保護減免等を含む）を各年度の必要（計算）台数で割り、3年間の平均額で算定する。

② 現行のし尿処理手数料の改定時（H19.4.1）における原価計算に用いた利益率

③ 補償基準第47条第1項第1号、運用方針第32-2の規定による過去の営業補償の事例により8%を準用

4. 転業に必要とする期間中の従前の収益相当額の補償

減車することとなる業者が、車両1台分の業務減少に伴い転業を行なうことを想定して、転業に通常必要とする期間中の収益相当額を算定する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{(計算式)} & \text{①} & \text{②} & \text{③} & \\ & \text{1台当たりの標準年間売上高} & \times & \text{利益率} & \times & \text{転業に通常必要とする期間} \\ & 22,563,504 \text{ 円} & \times & 10\% & \times & 1\text{年} & = & 2,256,350 \end{array}$$

- ① 1 ①のとおり
- ② 1 ②のとおり
- ③ 補償基準第47条第1項第4号、運用方針第32-6の規定により2年とする。

5. 離職者補償（業務転換の投資・従業員教育等の費用）

業務転換のための投資及び従業員教育等にあてる費用を離職者補償の積算方法を用いて算定する。

$$\begin{array}{rcccl} \text{(計算式)} & \text{①} & \text{②} & \text{③} & \text{④} \\ & \text{(職種別平均賃金日額} \times 260\text{日)} & - & \text{(雇用保険費額} \times 180\text{日)} \\ \text{運転手} & (15,400\text{円} \times 260\text{日}) & - & (7,700\text{円} \times 180\text{日}) & = & 2,618,000 \end{array}$$

- ① 平成21年度公共工事設計労務単価（岡山県）から算定
- ② 補償基準第68条、運用方針第54に規定する期間は、1年以内で、260日（処理場運搬可能日）とする。
- ③ 失業期間中に支払われる雇用保険日額（職種別平均賃金日額×50%：雇用保険法第16条）
- ④ 雇用保険法第23条の規定により180日とする。

【1台当たりの減車支援額】

1 営業権に相当する補償	28,204,380 円
4 転業に必要とする期間の収益相当額の補償	2,256,350 円
5 離職者補償	2,618,000 円
計	33,078,730 円
	≒ 33,000,000 円

【代替業務額の算定について】

$$33,000,000 \text{ 円} \div \text{①} 10.00\% \times \text{②} 1.05 = 346,500,000 \text{ 円}$$

- ① 代替業務利益率
- ② 消費税率

減車1台当たりの代替業務提供額（税込） 346,500,000 円

① 平成19～21年度の18業者全体の各年度売上高（生活保護減免等を含む）を各年度の必要（計算）台数で割り、3年間の平均額で算定する。

年度	項目		18業者全体の売上高
19	収益想定	し尿量	37,726,260
		浄化槽量	101,415,890
		量の計	139,142,150
		し尿単価 1ℓ/円	11.19円【(170円+31.5円)÷18ℓ】
		浄化槽汚泥単価1ℓ/円	11.19円【し尿と同じ】
		し尿売上高	422,156,849
		浄化槽汚泥売上高	1,134,843,809
		売上高合計	1,557,000,659
		1台の年間処理量	$1.8\text{kl} \times 0.9 \times 5.5\text{回/日} \times 260\text{日/年} = 2,317\text{kl}$
		計算台数	69
1台当たりの年間売上高			22,565,227
20	収益想定	し尿量	35,093,540
		浄化槽量	103,316,710
		量の計	138,410,250
		し尿単価 1ℓ/円	11.19円【(170円+31.5円)÷18ℓ】
		浄化槽汚泥単価1ℓ/円	11.19円【し尿と同じ】
		し尿売上高	392,696,713
		浄化槽汚泥売上高	1,156,113,985
		売上高合計	1,548,810,698
		1台の年間処理量	$1.8\text{kl} \times 0.9 \times 5.5\text{回/日} \times 260\text{日/年} = 2,317\text{kl}$
		計算台数	69
1台当たりの年間売上高			22,446,532
21	収益想定	し尿量 (ℓ)	32,865,720
		浄化槽量 (ℓ)	102,923,070
		量の計 (ℓ)	135,788,790
		し尿単価 1ℓ/円	11.19円【(170円+31.5円)÷18ℓ】
		浄化槽汚泥単価1ℓ/円	11.19円【し尿と同じ】
		し尿売上高	367,767,407
		浄化槽汚泥売上高	1,151,709,153
		売上高合計	1,519,476,560
		1台の年間処理量	$1.8\text{kl} \times 0.9 \times 5.5\text{回/日} \times 260\text{日/年} = 2,317\text{kl}$
		計算台数	67
1台当たりの年間売上高			22,678,755
1台当たりの標準年間売上高			22,563,504